

## 障がい者コミュニケーション促進委員会設置要綱

平成31年3月6日

保健福祉局長決裁

### (設置)

第1条 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（平成29年条例第30号）に基づく施策等について障がい者等の意見を聴くため、障がい者コミュニケーション促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成10年3月13日市長決裁）第2条第2号の懇話会とする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 会議に出席した委員に対し、1日当たり12,500円の謝礼を支給する。ただし、委員が謝礼の受け取りを辞退する場合は、この限りでない。

### (会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は委員会を総理し、副会長は会長の職務を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議の議長は、会長が務める。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

3 会議は公開で行い、原則としてその議事内容を公開する。

4 会議への出席が困難な委員は、代理者（会長が認める者に限る。）を会議に出席させることができる。

5 前項の代理者は、第2条第1項の委員とみなし、本要綱の規定（第2条第1項及び第2項を除く。）を適用する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局を障がい保健福祉部障がい福祉課に置く。

2 事務局は、会議の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

2 会長が互選されるまでの会議の進行は、事務局が務める。